

## ラリー北海道 メディア規定

ラリー北海道  
メディアセンター

### 第1章 原則

- 1-1 ラリー競技の発展・振興のため、ラリー北海道(以下、本大会)についての円滑な取材活動並びに報道を支援・促進する目的で、本メディア規定を定める。
- 1-2 本規定は、上位規定として、開催年において有効な FIA 地域ラリー競技規定 (FIA Regional Rally Sporting Regulations) 並びに関係諸規則 (V4 及び Appendix 群)、開催年のラリー北海道の特別規則書を置く。また、取材活動に当たって配布されるメディアセーフティーブックは下位規定として効力を持つ。

### 第2章 分類ならびに対象

ラリー北海道メディア規定(以下、「本規定」とする)は以下を対象とする。

#### 2-1 報道メディア

一般への報道を目的とする新聞、雑誌、テレビ、ウェブ並びにネット媒体を運営する企業団体と、その公式な業務として取材に当たる従業員ならびに委託契約者。なお、対象は職業としてその業務を行う者とし、原則として個人運営の情報サイトやクラブ等の広報は報道メディアとしては認定しない。

#### 2-2 プロモーションメディア

ラリー競技の報道が主たる目的ではなく、それを自社製品やサービスの販売促進・宣伝等に用いることを目的とする企業団体と、その業務として取材に当たる従業員ならびに委託契約者。

#### 2-3 チームメディア

本大会に参加しているコンペティター(個人参加の場合はドライバー)が認定する、

公式メディア。同時にプロモーションメディアの定義にも該当する場合はチームメディアとして扱うものとする。

2-4 上記に区分が難しい場合、あるいはいずれにも該当しないが公益性その他の要件によりメディア規定の下に含めることが適当であると考えられる場合、メディアオフィサーはその者を上記の3区分のいずれかとして認定する場合がある。

## 第3章 登録申請ならびに登録

3-1 本大会への取材は、事前登録制とする。登録資格者は第2章にて定義される者とし、登録手続きは企業団体が行うものとする。

### 3-2 登録申請手続

本大会へ取材者を派遣しようとする者は、当該年のラリー北海道の特別規則書に定めるメディア登録受付期間内に、必要書類一式を記入押印の上、同じく特別規則書に定める提出先に提出することとする。EメールやFAXなどで提出する場合は、原本がその後3日以内に到着しなければならない。

なお、登録書類一式は、受付開始日までにラリー北海道公式ホームページ(<http://rally-hokkaido.com/>)の「メディア」のセクションに掲載することとする。

### 3-3 取材者区分

申請に当たって、取材者ごとに以下の申請区分を指定すること。

#### 3-3-1 クレデンシャルメディア

ジャーナリストや編集者、カメラマンなど一般的な取材活動を行う者。サービスパーク、ラリーHQ 並びにスペシャルステージの観戦ゾーン(プレミアム・VIP など)含むエリアへの立ち入りが許可される。メディアクレデンシャルに加え、必要に応じメディアパーキングが利用できる駐車パスが交付される。

#### 3-3-2 タバードメディア

スペシャルステージ内のメディアポイント並びにコース内(NO-GO エリア、エスケープゾーン、コントロールゾーン扱いの区域等除く)にて撮影を行うカメラマン並びに

ビデオクルーで、ステージアクセス付き駐車パスとメディアクレデンシャルが与えられ、タバードが貸与される。対象はステージ内での撮影経験が豊富なカメラマンとビデオクルー(ドローン操縦者含む)に限定し、その取材活動によって生じる可能性のある傷害を担保する保険への加入を必須とする。

3-4 取材者は日本語もしくは英語あるいは両方の会話ができなければならない。これができない場合は常に行動を共にする最大 3 名までに対して 1 名の通訳を自ら用意し、通訳も所定の様式によって登録申請しなければならない。

3-5 メディアオフィサーは登録申請を吟味し、申請者に対し、受理と決定した取材者に対して承認書を送付する。不受理の理由について開示の義務はないものとする。

3-6 受理の連絡を受けた登録申請者は、承認書の誓約欄に署名押印して、特別規則書に示されるメディア受付の時間内に受付を完了すること。これを行わない場合、メディア受付時間の終了をもって受理は無効となる。

### 3-7 取材管理手数料と減免

プロモーションメディアに対して、以下の取材管理手数料を設定する。

- クレデンシャルメディア： 1 名あたり 10,000 円
- タバードメディア： 1 名あたり 30,000 円

但し、大会に対するスポンサーの場合や、使用目的の公益性等により、申請に応じて取材管理手数料を減免することがある。

## 第 4 章 メディアブリーフィング

4-1 メディアブリーフィングへの参加はこれを必須とする。参加できないやむを得ない事由がある場合は、メディアオフィサーに事前に届出、承認を得なければならない。事前承認なき欠席は原則として取材許可の取り消しとなる。

4-2 メディアブリーフィングはメディア受付終了後に実施することとし、その日時と場所については特別規則書あるいはラリーガイドにて定めることとする。

## 第5章 無人航空機(ドローン)の使用

### 5-1 使用許可

無人航空機(ドローン・ラジコン)等による撮影を希望するメディアは、メディア登録申請書においてその旨を明示し、別途定める締切日までに所定の飛行計画書ならびに誓約書をメディアオフィサーに提出、競技長またはメディアオフィサーによる飛行計画の承認を受けなければならない。

### 5-2 必須条件

ドローンの操縦は飛行経験が豊富で、かつタバードメディアとして認定された者に限る。補助者に関しての資格制限はないが、同じくタバードメディアとしての認定を受けていなければならない。また、操縦者ならびにその操縦する機体との組み合わせに於いてラリー期間中有効な第三者賠償責任保険を契約していなければならない。

5-3 飛行計画書の書式は、ドローンの使用の意思をメディア登録申請書に於いて表明したメディアのうち受理された者に対して個別に提供される。

5-4 法令等により、行政当局の承認または届出が必要と定められている区域で飛行を行う場合は、操縦者の責任において必要な承認の取得又は届出を行い、その証明を飛行計画書に添えて提出しなければならない。法令に定める必要な手続きを取得していない場合、或いは瑕疵がある場合、飛行計画の承認は無効とする。

### 5-5 善意の調査協力

飛行可能な範囲内にて競技に於いて事故が発生した場合など、重大な局面においては、メディアセンターより調査飛行の協力を要請される場合がある。この場合は可能な限り協力すること。

### 5-5 詳細

ドローンの使用に関しては、別途「無人航空機使用規定」に定めることとし、操縦

者・補助者ならびにそれらの登録申請を行った申請者は、この規定を遵守しなければならない。

## 第6章 ふるまい

### 6-1 原則

取材者は自身ならびに他者の安全と競技の円滑な進行を常に優先して行動すること。FIA 地域ラリー競技規定に加え、FIA、JAF、ラリー北海道の発行する安全に関するガイドラインや諸規則について、これを理解し遵守しなければならない。

### 6-2 オフィシャルの指示

サービsparkやスペシャルステージ、ラリーパークなど競技並びに大会行事・併催イベントが行われる場所にあつては、その場所を担当・管轄するオフィシャルの指示に従わなければならない。その指示に疑問がある場合、メディアオフィサーに解決を求めることができる。

### 6-3 地権者・一般の権利の尊重

飛行活動に当たっては土地の管理者・所有者など、他人の権利を侵害してはならない。ロードセクションである公道上においては道路利用者や一般の人々に配慮し、当該区域を管轄するオフィシャルからの指示には従わなければならない。

### 6-4 識別

取材活動中は、交付されたメディアクレデンシャルを外から確認できるように着用し、オフィシャルに求められた場合には提示しなければならない。

#### 6-4-1 タバードとステージアクセス

タバードメディアは、スペシャルステージ内においては常時、メディアタバードをはっきりわかるように着用する。ステージに進入する車両はステージアクセス許可のあるメディア用通行証を車両の視認しやすい場所に貼付し、搭乗者全員がメディアタバードとメディアクレデンシャルを着用していなければならない。

#### 6-4-2 貸与・変造の禁止

メディアクレデンシャルは発行を受けた者、メディアタバードは貸与を受けた者のみが使用し、第三者に譲渡・貸与してはならない。車両通行証(駐車証)も交

付の際に届出、ナンバーの記載を受けた車両のみに使用し、他の車両に使用してはならない。また、これらすべてについて改変・複製・変造等を禁じる。違反行為に対しては第 6-5 にて処分がなされる。

## 6-5 取材活動許可の停止・取り消し

取材活動にあたり不適切な言動や行動が見られた場合、特にステージ内の安全に関わる問題行動があった場合は、メディアオフィサーが取材活動許可の一時停止あるいは取り消しを決定する場合がある。その通知を受けた場合、当該メディアの責任者は速やかにメディアセンターにタブード・クレデンシャルの返却を行うこととする。

6-6 取材者の問題行動は、競技長ならびに、当該取材者のメディア登録申請者に通知される。問題の度合いにより、他のラリーの主催者と情報共有されることがある。また、以後の本大会並びにこの主催者が開催する他のイベントへの登録審査の際に考慮されることとなる。

## 第 7 章 事故等における損害賠償

取材活動中に生じた事故等に関する賠償責任は、いかなる場合においても主催者はその責を負わない。また、取材者が取材活動に当たって他人又はその所有物に対して与えた損害については、いかなる場合にあっても主催者はその責任を負わず、取材者自身が誠実に賠償に当たることとする。これらに備え、取材者は各自が取材活動に当たって有効な保険に加入することを強く推奨する(タブードメディアに関しては義務とする)。

## 第8章 映像・写真の利用

本規定に定める取材活動の結果として得られた映像並びに写真の利用に関しては、「ラリー北海道 写真・映像使用規定」に基くものとする。

## 第9章 例外規定

本規定はメディアの区分ならびに申請手続き、行動規範を明文化したものであり、第1章に掲げる目的において本大会の主催者の権利を制限するものではない。この目的において、大会組織委員会、競技長、メディアオフィサーの決定並びに判断は本規定に優先するものとする。

## 付則

本規定は 2020 年のラリー北海道より有効とする。